

■第 430 回食品安全委員会

日時:平成 24 年 5 月 10 日(木) 14:00~14:53

傍聴者: 18 名

議事概要:

(1) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

1) 器具・容器包装

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に定められた乳及び乳製品の販売用容器包装に係る規格の改正

- ・厚生労働省から説明
- ・本件については、既にポリプロピレン及びナイロンは合成樹脂製容器包装に使用されているが、人の健康に影響を及ぼした事例は確認されておらず、当該合成樹脂は引き続き内容物に直接接触する部分には使用できないこととされていることから、食品健康影響評価を行う必要がない場合として、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当することが確認された。
- * 合成樹脂加工紙製容器包装においても、内容物に直接接触する部分以外にポリプロピレン及びナイロンを使用できることとすること。

2) 遺伝子組換え食品等

- PHE1213 株を利用して生産された L-フェニルアラニン
- ・厚生労働省から説明
- ・本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。
- * 栄養強化を目的として使用される食品添加物です。

(2) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

【農薬】

1) 「ホスメット」に係る食品健康影響評価について

- ・「ホスメットの一日摂取許容量(ADI)を 0.01mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省及び農林水産省)へ通知することとなった。
- * 殺虫剤で、日本国内における農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

2) 「プロスルホカルブ」に係る食品健康影響評価について

- ・「プロスルホカルブの ADI を 0.019mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。
- * 除草剤で、小麦及び大麦に使用します。今回、麦類、とうもろこし、ばれいしょ、たまねぎ及びにんじんへの適用拡大申請、魚介類への基準値設定の要請並びにえんどう、そら豆及びたまねぎ等へのインポートトレランス(国外で使用される農薬等に係る残留基準)申請がされています。

3) 「ペンチオピラド」に係る食品健康影響評価について

- ・「ペンチオピラドの ADI を 0.081mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。
- * 殺菌剤で、キャベツ、きゅうり、たまねぎ等に使用します。今回、非結球レタス、ねぎ、アスパラガス、すいか、みかん、ネクタリン及びかきへの適用拡大申請がされています。

4) 「ミルベメクチン」に係る食品健康影響評価について

- ・「ミルベメクチンの ADI を 0.03mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。
- * 殺虫剤で、りんご、なす等に使用します。今回、さといも、せり科葉菜類、きゅうり、食用へちま、うめ、いちじくへの適用拡大申請及びホップ、アボカドへのインポートトレランス申請がされています。

【化学・汚染物質】

1) 「清涼飲料水中の化学物質「水銀」に係る食品健康影響評価について

- ・「無機水銀の耐容一日摂取量(TDI)を 0.7μg/kg 体重/日(水銀として)と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。
 - * 乾電池、蛍光灯、体温計及び計量器等に用いられる金属です。
- 自然水中ではまれに水銀鉱床等の地帯を流れる河川に由来するほか、工場排水、下水などから混

入することがあります。

2) 「清涼飲料水中の化学物質「クロロ酢酸」に係る食品健康影響評価について

・「クロロ酢酸の TDI を $3.5 \mu\text{g/kg}$ 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

* 除草剤、チューインガム可塑剤、塩化ビニル可塑剤、医薬品等に利用されます。水道原水中の有機物質が消毒剤(塩素)と反応して生成される消毒副生成物質の一つです。

3) 「清涼飲料水中の化学物質「トリクロロ酢酸」に係る食品健康影響評価について

・「トリクロロ酢酸の TDI を非発がん毒性を指標とした場合及び発がん性を指標とした場合について、それぞれ、 $6 \mu\text{g/kg}$ 体重/日と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

* 医薬品の原料、除草剤、腐食剤、角質溶解剤、塗装剥離剤、除タンパク剤、生体内タンパク・脂質の分画剤として使用されます。

水道原水中の有機物質が消毒剤(塩素)と反応して生成される消毒副生成物質の一つです。

【遺伝子組換え食品等】

「アリルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ 40278 系統(飼料)」に係る食品健康影響評価について

・『「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて『遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準』に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。』との審議結果が了承され、リスク管理機関(農林水産省)へ通知することとなった。

* アリルオキシアルカノエート系除草剤に耐性をもつトウモロコシです。

(4) 食品安全委員会の 4 月の運営について

・事務局から報告。